

【準共通論題セッション】

都城市役所におけるふるさと納税政策の成長戦略的意義

谷田貝孝(宮崎大学)

1. 背景と目的

厳しいマクロ経済環境が続く中、財源に限られる中、地域において新しい成長戦略が期待されている。従来型ケインズ政策における財源を負債に依存する公共投資政策の限界は以前から指摘されている通りであり、また、日本経済が長らく是として続けてきた歳出削減を目的とする改革型政策も、疲弊感と将来不安観を醸成し、人々が将来に希望を持つことを困難とし、若年層の県外流出の一因を構成している。

このような環境・制約の中、各地自体は決して手を拱いているだけではない。筆者は宮崎大学地域資源創成学部の教授として、宮崎県都城市の池田宜永市長の諮問を受け、都城市の第2次総合計画策定において、総合計画審議会会長として同計画策定・答申を行う機会を得た。この仕事を通じて池田市長の政策方針とその具体的な政策立案過程に携わった。池田市長は市役所職員に対して、政策の基本指針として、「自治体経営」の重要性を説いている。具体的には、「自治体も経営する時代」、「民間感覚導入」を掲げ、「自治体経営」を「地域の経営資源(ヒト・モノ・カネ)を活用し、利益の最大化(=地域の発展、地域住民の安心・安全の確保等を図る)」と説明している。

このような文脈から同市のふるさと納税政策を眺めると随分景色が変わって見える。「ふるさと納税政策(以下本政策)により、平成27・28年度2年連続日本一として全国的大きく取り上げられ評価される一方、返礼率に対する疑問が呈される等、本政策の意味が正しく理解されていない事実を目の当たりにした。

本項では、池田市政における経営戦略としての本政策の概要と政策的意義を明らかにし、その成長戦略的意義を明らかにし、今後の自治体における経営戦略を活用した、従来のケインズ型マクロ政策とは異なる、新たな成長戦略、価値創造政策の可能性を検討することを目的とする。

2. 分析方法

都城市第2次総合計画審議会審議中の各種資料、市役所職員及び審議委員との委員会中の議論、および都城市役所に対するヒアリング調査を中心に、本政策における取り組み(本来の制度概要、当初の着眼点、PR戦略の視点、産業振興の視点、)を整理する。そしてこれらの政策を経営のフレームワークを用いて分析し、成長戦略性を検証する。

そのために、本政策を経営学のフレームワークの中で、ビジネスモデルキャンパス(以下BMC)を用いて、ケインズ型のマクロ政策との違いに着目しながら政策の意義を考察する。BMCとは、ビジネスの構造を9つに分解し論理的に記述したものであり(Osterwalder(2010))。自治体政策を事業活動と見立て、どのような活動によりどのような価値が創造され、地域内にどのような資金循環が発生するかを確認する。

3. 結果

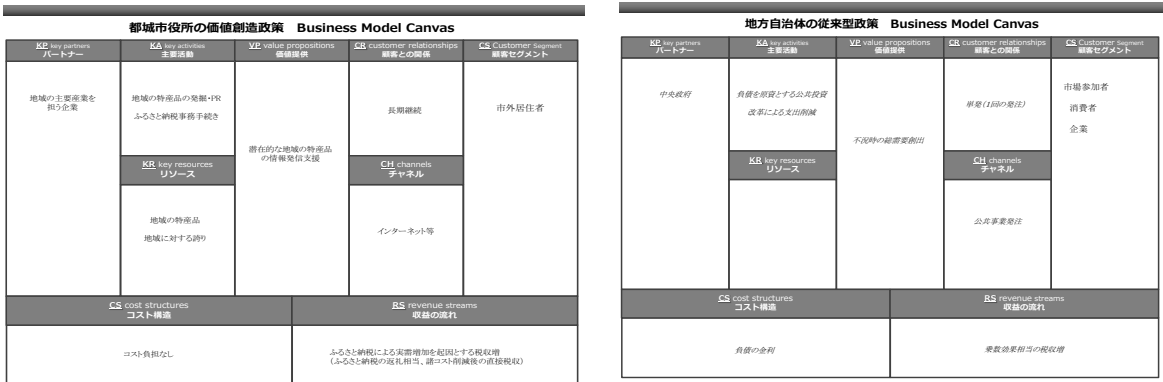


図1

図2

図1が本政策をビジネスと見立てた場合の BMC,図2がケインズ型マクロ政策の BMC である。本政策は市の予算を使うことなく、実質的に市内産品を市外居住者にPR・販売する機会を本政策を通じて提供していることがわかる。

4. 考察

都城市の本政策における取り組みは、PR 戦略や産業(特産品)支援政策の側面を有し、域内の経済浮揚政策目的を知恵・工夫で実現した新しい価値創造政策であると意義づけられる。

ふるさと納税制度の本来の目的は、地域に偏在する納税負担力を納税者の意思により変更できる制度である。都城市はこの制度をある意味、「転用」した。同市の重要な産品である肉と焼酎に返礼品を限定し、また、返礼率を納税者にとって有意なものとするにより、話題性とお得感を醸成し、実際に2年連続日本一を達成した。寄せられた税収は、地域内の企業・産業の売り上げ増加に直結し、それに対応するための設備投資・人材雇用に結びつき、この意味ではケインズ型総需要創出政策と共通するものがあるが、その財源が負債に依存しているか否かという根本的違いがある。

この点、返戻率の高さだけが着目され、都城市の手取り税収の少なさを指摘する見解がある。しかしながら、本政策をケインズ型総需要政策との比較の観点から眺めると、都城市外からの資金流入による都城市特産品の実需創出という「成長戦略」であり、同市に負債どころか実質的な財政負担も発生していない(都城市にも税収が残る設計となっている)。

まさに創造政策による成長戦略の側面を有していると考えられる。現在は返礼率に一定のルールが課されているが、本政策の取り組み意義を明らかにすることは、今後の創造的成長戦略を模索する各自治体に一つの知見を提供するのではないかと考える。

<参考文献>

1. Osterwalder, A., et al. (2010). *Business Model Generation*. New Jersey: John Wiley & Sons, Inc.